

迷惑防止条例改正

富山県迷惑行為等防止条例が一部改正されます。

令和5年4月1日施行

第3条 卑わいな行為の禁止



のぞき見・盗撮 規制場所の拡充! **のぞき見・盗撮**

- のぞき見・盗撮行為の規制場所を **住居や宿泊施設の客室等の私的空間**まで拡充

第9条 不当な客引行為等の禁止



悪質な客引行為 規制強化! **悪質な客引行為**

- 客引きの**規制対象業種**を追加
- **指定地域における客待ち行為**を規制行為として追加
- 客引きをさせる行為を規制行為として追加
- **両罰規定**の追加

第1条に定める規制の対象についても、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等」から「県民及び滞在者等に著しく迷惑をかける行為等」に改正します。